

判例講座 刑事訴訟法 [検査・証拠篇] [第2版]

■ 東京大学大学院法学政治学研究科教授 川出敏裕 著

■ A5判 ■ 並製 ■ 576頁

定価 4,180円 (本体3,800円+税10%)

ISBN978-4-8037-2496-7 C3032

本書のポイント

6年ぶりの改訂！GPS検査について新たに1講を追加！

GPS検査に関する下級審裁判例から平成29年大法廷判決まで徹底解説！ その他の新たな重要裁判例等もフォローし、読者から寄せられた疑問を踏まえて更に丁寧に解説。

現在の刑事手続をかたちづくっている判例の内容を分析・解説！

刑事訴訟法を理解するには、判例の理解が不可欠であることから、重要判例を取り上げて、できる限り詳しく紹介するとともに、その判断枠組み・判断要素を分析・解説した。

- 基本的な条文や制度についても説明を付しているからわかりやすい！
- 学説は、判例を理解する上で必要な範囲で言及するにとどめているから、裁判実務の立場・傾向がわかりやすい！

警察実務の現場判断に直結する「検査・証拠」分野に特化！

検査から証拠までの刑事手続の重要な判例と適正手続を理解するのに最適！ 警察官だけでなく、法科大学院生、法学部生等の学習者にとっても必読の一冊。

内容見本

24

第2講 職務質問・所持品検査

I 職務質問

1 法的性格

警備法2条1項は、警察官が、異常な挙動その他周辯の事情から合理的に判断して、①何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者、及び、②既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者を、停止させて質問することができるとしている。さらに、その場で質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合には、質問のために、その者に付近の警察署等への同行を求めることができる（同2項）。これを任意同行と呼ぶが、これも職務質問1つのペインショーンである。

この要件からわかるように、職務質問は、過去に行われた犯罪だけでなく、将来行われるであろう犯罪をも対象としており、その点で犯の予防ということも目的とした制度である。また、過去の犯罪を対象とする場合でも、「何らかの」犯罪というかたちで、まだ特定されていない犯罪を

520

刑事訴訟法研究の第一人者が、 判例・通説の立場から解説！

第2講 選抜取集証跡 521

63. ⑨東京高判平30・3・22時2406・78、⑩東京高判平30・6・22LEX/DB 25506541、⑪大阪高判平30・8・30判時2430・140、⑫東京高判今元・7・16判時2459・110、⑬東京高判令元・10・24高検通報（今元）297、⑭大阪高判令2・9・18LEX/DR25567304。

これらの裁判例の事案は、その大部分が、証拠獲得までの過程において違法な制限分が行われたものである。それらは、大きくは、以下の4つの類型に分けることができる。

第1は、覚醒拘束がある者は使用の嫌疑がある者に対する職務質問を行った際の、所持品検査、現場への留め置き、警察署への任意同行等が、強制処分にまで至っていると評価される型である。

第2は、薬物・毒物等の嫌疑で職務質問や捜査がなされている過程において、公的執行妨害により現行犯逮捕がなされ、その後、逮捕に伴う捜索、差押えや、採耳手続が行われている事案で、現行犯逮捕が根拠を欠いて違法とされた類型である。

第3は、令状請求手続に瑕疵があつたために、結果として、当該令状に付された強制拘束が違法と評価された類型である。

付された強制拘束が違法と評価された類型である。

上記以外
ら、第1類
人の承認な
れを取引出
((1))、警
察した共同住
居人の所在
に留まつ
てでは、上
いるが、(1)
要索があた
るから、警
察とが強く窓

判例講座

刑事訴訟法

〔検査・証拠篇〕 第2版

川出 敏裕 著

立花書房

判例索引・事項索引付き！

判例索引

【大審院・最高裁判所】

大判大7・5・24刑録24・15・647	311
最大判昭23・7・19刑集2・8・944	356
最大判昭23・7・29刑集2・9・1012	387

事項索引

【あ 行】	供述不能 424
	供述録取書 423
	行政警察活動 24, 29
足利事件 331	強制採血 195
一罪一勾留の原則 98	強制採尿 14, 187

第8講 GPS検査

I 問題の所在

被疑者が逮捕できるほどの嫌疑がない段階で、張り込みや尾行によりその動向を監視することは、これまでにも任意搜査として広く行われてきた。その過程で、対象者の容貌等を撮影することもあったと思われるが、少なくとも、公道上や誰もが立ち入り可能な場所で撮影するかぎりは、それも任意搜査として許容されるものと考えられてきたといえよう。ところが、近年、広域にわたる窃盗事件等の観察において、警察が、被疑者ないしその関係者の動向を探るために、張り込みや尾行を行うとのあわせて、それらの者が使用している自動車の車両GPS端末を秘密に取り付け、尾行を実施した場合などに、GPSを用いてその所在を割り出すという手法が用いられるようになった。このような使い方をするかぎりにおいては、それは尾行の技術手段と位置づけられるが、使い方次第では、対象車両ひいてはその使用者の所在場所を當時把握し、監視することも可能となる。それもあって、はたして、このような検査を任意検査として令状なしで実施することが許されるのかが問題にされることになつたのである。

この問題については、最大判昭31・3・15判集71・3・13（以下、「昭31

目次裏面参照▶▶▶

第1講 検査に関する法的規律の基本的枠組み

- I 任意検査と強制検査の区別
- II 強制検査の限界
- III 任意検査の限界
- IV 写真撮影・ビデオ撮影

第2講 職務質問・所持品検査

- I 職務質問
- II 所持品検査
- III 職務質問に伴うその他の措置

第3講 被疑者の取調べ

- I 逮捕・勾留中の取調べ
- II 任意検査としての取調べ

第4講 逮捕・勾留

- I 現行犯逮捕
- II 事件単位の原則
- III 逮捕前置主義
- IV 再逮捕・再勾留
- V 一罪一勾留の原則
- VI 別件逮捕・勾留

第5講 令状による検査・差押え

- I 検査・差押えの実体的要件
- II 検査・差押え令状の発付
- III 検査・差押えの実施
- IV 電磁的記録媒体の検査・差押え

第6講 令状によらない検査・差押え

- I 逮捕に伴う検査・差押え
- II 領置

第7講 体液の採取

- I 身体検査
- II 強制採尿

第8講 GPS検査

- I 問題の所在
- II 下級審裁判例の展開
- III 平成29年大法廷判決

第9講 秘密録音

- I 問題の所在
- II 秘密録音の適法性
- III 私人による秘密録音

第10講 おとり検査

- I 意義と法的根拠
- II 許容性とその限界

第11講 接見交通

- I 弁護人の援助を受ける権利
- II 接見交通権

第12講 起訴後の検査

- I 問題の所在
- II 被告人の取調べ
- III 検査・差押え

第13講 検査に対する不服申立て——準抗告

- I 総説

II 逮捕に対する準抗告

- III 検査現場で行われる写真撮影

第14講 同種前科・類似事実による立証

- I 証拠の関連性の概念
- II 同種前科・類似事実による立証

第15講 科学的証拠

- I 問題の所在
- II DNA型鑑定
- III 臭気鑑定
- IV ポリグラフ検査・声紋鑑定
- V 筆跡鑑定
- VI 証拠能力の判断基準

第16講 自白の証拠能力

- I 自白に関する規律
- II 自白法則の趣旨
- III 判例の状況
- IV 反復自白の証拠能力
- V 不任意自白に基づいて得られた証拠物の証拠能力

第17講 補強法則

- I 補強法則の意義
- II 補強証拠としての適格
- III 補強証拠が必要とされる範囲
- IV 補強の程度
- V 共犯者の自白と補強証拠

第18講 伝聞証拠の意義

- I 伝聞法則の内容
- II 伝聞法則の根拠
- III 伝聞法則の憲法上の位置づけ
- IV 伝聞証拠の概念

第19講 伝聞例外

- I 伝聞例外の基本的枠組み
- II 被告人以外の者の供述を内容とする書面
- III 被告人の供述を内容とする書面
- IV 特に信用すべき書面(323条書面)
- V 伝聞供述
- VI 再伝聞
- VII 当事者の同意
- VIII 証明力を争うための証拠
- IX 写真・録音テープ・ビデオテープ
- X 再現状況報告書

第20講 違法収集証拠

- I 証拠排除の根拠と基準
- II 違法な手続と証拠の関係
- III 派生証拠の証拠能力
- IV 最高裁平成15年判決とその後の展開
- V 排除申立て適格
- VI 当事者の同意
- VII 私人による違法収集証拠
- VIII 外国で収集された証拠

事項索引

判例索引

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* 判例講座
刑事訴訟法[検査・証拠篇] [第2版]

合計

部

ご所属名	府	道 県
(署・隊・課)		

ご担当者名

(TEL :)

係名	氏名

係名	氏名

(ご記入いただいた個人情報は、購入申込み及びそれに伴うご連絡・弊社図書ご案内に利用させていただきます。)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL:03-3291-1561(代表) <http://tachibananashobo.co.jp>